

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団スポーツ育成事業大会開催補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、松山市におけるスポーツの普及及び振興を図るため、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が設置するスポーツ団体振興協議会に加盟する団体（以下「団体」という。）が主催する各種四国大会以上の大会に対し、財団が予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助の対象となる大会（以下「補助対象大会」という。）は、次の第1号から第5号全てに該当するもの又は第6号に該当する大会に補助金を交付する。

- (1) 団体が主催する松山市で開催される大会であること。
- (2) 財団が後援を承諾している大会であること。
- (3) 一般社会人を対象とした大会であること。
- (4) 松山市より補助金を交付されていない大会であること。
- (5) 入場料を徴収しない大会であること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、理事長が適当であると認めた大会であること。

(対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、大会の開催に必要な直接経費で次の各号に掲げる経費とし、その基準は当該各号に掲げるとおりとする。ただし、補助することが適当ではないと認める経費は、対象経費から除外する。

- (1) 報償費 審判員等への謝金、楯、メダル等
- (2) 需用費 消耗品費、印刷製本費
- (3) 役務費 通信運搬費、保険料
- (4) 使用料及び賃借料 会場使用料等
- (5) その他の経費 理事長が特に認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に定める額と補助対象経費の実費支出額とを比較して少ない方の額とし、1,000未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 全国大会 10万円
- (2) 西日本大会 7万円
- (3) 中四国大会 6万円
- (4) 四国大会 5万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、理事長にスポーツ育成事業大会開催補助金交付申請書（第1号様式）を大会開催期日の1か月前までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、スポーツ育成事業大会開催補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の申請及び承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、申請に係る事項を変更又は中止しようとするときは、あらかじめスポーツ育成事業大会開催事業計画（変更・中止）承認申請書（第3号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 理事長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、スポーツ育成事業大会開催事業計画（変更・中止）承認書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象大会が終了したときは、その日から1か月以内（ただし、年度末の場合は、翌年度4月10日まで）に実績報告書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

(審査及び交付)

第9条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 理事長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は補助金の交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助対象大会についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(委 任)

第13条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。